

窓口での本人確認方法についてのお知らせ

平成20年5月1日から住民基本台帳法及び戸籍法に基づく届出や証明書交付申請の際に、窓口に来られている方がご本人であることを本人確認書類で確認させていただくことになりました。対象となる手続きと本人確認に必要な本人確認書類は以下のとおりです。

【対象となる手続き】

〔戸籍の届出〕	婚姻・離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届、不受理届など
〔住民登録の異動届出〕	転入届、転出届、転居届、世帯分離届など
〔証明書交付請求〕	戸籍の全部事項証明（戸籍謄本）、戸籍の個人事項証明（戸籍抄本）、住民票の写し、戸籍の附票の写しなど

【本人確認のための本人確認書類】

- 確認書類が1つで足りるもの（官公署が発行した顔写真つきのもの）

運転免許証、パスポート、個人番号カード（マイナンバーカード）、住民基本台帳カード（写真あり）、在留カード、身体障害者手帳など
--

- 組み合わせで必要なもの（以下のAとBを1つずつまたはAから2つ）

A	官公署が発行した顔写真がないもの 住民基本台帳カード（写真なし）、健康保険証、年金手帳、介護保険証、後期高齢者医療証、生活保護受給票など
B	会社等の身分証、学生証、診察券、預金通帳など

委任状が必要となる主な事例

請求されるご本人が来られない場合は、委任状が必要な場合があります。

- 住民登録の異動、住民票（除票）の交付
⇒ 同じ住民票に記載されている者（同一世帯の者）以外の方が窓口に来られる場合
- 戸籍の全部事項証明（戸籍謄本）、個人事項証明（戸籍抄本）、除籍の全部事項証明、個人事項証明の交付
⇒ 同じ戸籍に記載されている者、その配偶者、直系尊属または直系卑属の者（父母、祖父母、子、孫等）以外の方が窓口に来られる場合

※ 委任状の様式に規定はありませんが、代理人の住所・氏名、委任する内容、委任日（委任状を作成した日）、委任者（手続きに関わる本人）の住所・氏名（署名または記名・押印）が記載されていることが必要です。

委任状

代理人 住所

氏名

生年月日 年 月 日

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

委任事項

- ・
- ・
- ・

年 月 日 (←委任状作成年月日)

本人

住所

氏名 (署名または記名押印) (印) (←記名の場合は押印してください)

生年月日 年 月 日

※窓口にいらっしゃった方(代理人)の、本人確認をさせていただきます。
本人確認書類(運転免許証など)をお持ちください。

見本 委任状

代理人 住所 座間市緑ヶ丘1-1-1

氏名 座間 太郎

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

委任事項

(例)

- ・ 戸籍の請求に関する一切の権限
- ・ 住民票の写しの請求に関する一切の権限
- ・ 住民異動の届出に関する一切の権限

あくまで記載例です。

委任事項によっては手続きが出来ない場合もありますので、作成時には、委任する内容にご注意ください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 (←委任状作成年月日)

本人

住所 座間市ひばりが丘1-49-1

氏名 座間 次郎
(署名または記名押印)

座間

(←記名の場合は押印してください)

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日